

## ベトナム株式プラス・オープン

追加型投信／海外／資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

愛称：

# ベトナム・ドリーム



設定・運用は

ユナイテッド投信投資顧問

1. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
2. 「ベトナム株式プラス・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年2月12日に関東財務局長に提出しており、平成22年2月28日にその届出の効力は生じております。
3. 「ベトナム株式プラス・オープン」は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて受益者に帰属します。
- 投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
- 銀行などの登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

## 投資信託説明書（請求目論見書）目次

<b>第1</b>	<b>ファンドの沿革</b> .....	<b>1</b>
<b>第2</b>	<b>手続等</b> .....	<b>1</b>
	<b>1 申込(販売)手続等</b> .....	<b>1</b>
	<b>2 換金(解約)手続等</b> .....	<b>1</b>
<b>第3</b>	<b>管理及び運営</b> .....	<b>3</b>
	<b>1 資産管理等の概要</b> .....	<b>3</b>
	<b>2 受益者の権利等</b> .....	<b>6</b>
<b>第4</b>	<b>ファンドの経理状況</b> .....	<b>7</b>
<b>第5</b>	<b>設定及び解約の実績</b> .....	<b>7</b>

## 第1【ファンドの沿革】

平成22年4月1日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始（予定）

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

(1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、以下の条件に該当する日には、取得の申込を取扱いいたしません。

1. 日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日である日もしくは日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの取引所が休業日である日。
2. 日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日もしくは日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの取引所が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日。

(2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 自動けいぞく投資コースのお申込みの際には、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(4) お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日（ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円）の基準価額<sup>\*1</sup>に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

(7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約（換金）の実行を

請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

(2) 受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3) 一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、以下の条件に該当する日には、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。

1. 日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日である日もしくは日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの取引所が休業日である日。

2. 日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日もしくは日本、ベトナムおよびシンガポールのいずれかの取引所が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日。

3. 前各号のほか、一部解約金の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして委託者が定める日。

(4) 一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額<sup>※1</sup>から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。

(5) 一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午までをお願いいたします。

(7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約（換金）の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

※1 基準価額の照会方法については、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ②基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

## 照 会 先

<ユニテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号 : 0 3 - 5 5 4 2 - 7 1 5 0

受 付 時 間 : 委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.unitedinv.co.jp/>

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ①基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額<sup>\*1</sup>を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

※1 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

###### ②基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

##### (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成32年3月31日（委託者は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。）までです。ただし、「(5)その他①信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

##### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

ただし、第1計算期間は平成22年4月1日から平成22年9月30日までとし、最終計算期間の終了日は当ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ①信託契約の解約

- (A) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B) 委託会社は、上記(A)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（「書面決議」については、後述「⑤書面決議」をご確認ください。）
- (C) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述「⑤書面決議」の規定を適用せずに、信託契約を解約します。
- a) 信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合
  - b) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - c) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

### ②委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### ③受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「④信託約款の変更」の規定にしたがい新受託会社を選任します。ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ④信託約款の変更

- (A) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は、信託約款に定められている「信託約款の変更等」に記載されている以外の方法によって変更することはできないものとします。
- (B) 委託者は、上記(A)の事項（(A)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（「書面決議」については、後述「⑤書面決議」をご確認ください。）
- (C) 上記(A)および(B)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (D) 委託者は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更するときは、上記(A)から(C)までの規定にしたがいます。

#### ⑤書面決議

- (A) 委託者は、信託契約の解約、重大な約款の変更等に対して書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (B) 上記(A)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本(B)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (C) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (D) 上記(A)から(C)までの規定は、委託者が信託契約の解約および重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(A)から(C)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- (E) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

#### ⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑦運用報告書

委託会社は、毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

#### ⑧関係法人との契約の更新

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

#### ⑨信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

#### ⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- (A) 他の受益者の氏名または名称および住所  
(B) 他の受益者が有する受益権の内容

## 照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号 : 0 3 - 5 5 4 2 - 7 1 5 0

受 付 時 間 : 委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.unitedinv.co.jp/>

## 2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、「自動けいぞく投資コースを選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

### (2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

### (3) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- ②償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

### (4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、書面決議の議案に反対した受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

### (5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照 会 先
<ユニテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク> 電 話 番 号 : 0 3 - 5 5 4 2 - 7 1 5 0 受 付 時 間 : 委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで ホームページアドレス : <a href="http://www.unitedinv.co.jp/">http://www.unitedinv.co.jp/</a>

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドは、受益権の当初申込期間終了後の平成22年4月1日から運用を開始する予定です。したがって、有価証券届出書提出日(平成22年2月12日)現在、当ファンドは資産を保有していません。
- (2) 当ファンドの監査は、新日本有限責任監査法人により行われる予定です。
- (3) ファンドの経理状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。

##### 1【財務諸表】

###### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

###### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

###### (3)【注記表】

該当事項はありません。

###### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

##### 2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

#### 第5【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

**U N I T E D**  
I N V E S T M E N T S